

生活保障再編の方向性

鈴木, 龍太郎
九州大学法学部

<https://doi.org/10.15017/1833707>

出版情報 : 学生法政論集. 11, pp.17-29, 2017-03-22. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

生活保障再編の方向性

鈴木 龍太郎

〈目次〉

はじめに

第1章 宮本太郎の先行研究整理

第2章 アクティベーションの限界 ——日本の現状分析をもとに——

第3章 ベーシックインカムを検討

おわりに

はじめに

少子高齢化社会が進行する中、医療費の増加、年金支給の減額など、社会保障の領域での構造改革が課題となっている。社会保障の歴史を振り返ると、国民皆保険が成立した1961年、老人医療の無料化と年金物価スライドが導入され福祉元年と呼ばれた1973年、そして、老人医療や健康保険の患者本人が一部負担する制度が導入され、基礎年金制度が創設された1985年前後が転換点とされている。それ以降、介護サービス充実のためのゴールドプラン、少子化対策の取り組みなどが行われ、高齢化の脅威と経済の変化に対応するための改革が実施されている。

また、雇用の側面でも同様に構造改革が求められている。終身雇用制度を前提として、年功序列制度と能力主義管理を組み合わせ、日本労務管理の仕組みがかたちを整えた1960年後半、男性は家庭を養うために外で働き、女性は家事を担う、いわゆる男性稼ぎ主型が台頭した1970年代がエポックとなっている。それ以降バブル崩壊を契機に、非正規雇用が増加し、不安定な生活と隣り合わせという状況になっている。このように、社会保障、雇用の両方面から将来への不安が存在しているといえる。

社会保障と雇用はそれぞれ別の次元に属する問題のように見えた時代もあった。しかし、低賃金の非正規労働者が増加した結果、保険料が払えず社会保障が成り立たなくなること、反対に、社会保障が非正規労働者の処遇を改善できることを考えると、関連した問題であるといわざるを得ない。これからは、社会保障と雇用の改革が求められていると同時に、その関係性を捉えなおす必要性が求められている。

そこで本稿では、社会保障と雇用を結び付けた言葉を生活保障¹と呼ぶが、日本の現状に

¹ 宮本太郎『生活保障 排除しない社会へ』iv頁（岩波書店、2009）

最も適した生活保障再編の方向性を提示し、その実現可能性について検討することを試みる。具体的には、まず、生活保障再編の1つの方向性として、アクティベーションを主張している宮本太郎の先行研究を整理する（第1章）。次に、宮本の主張するアクティベーションの限界について、日本の現状をもとに示す（第2章）。そして、アクティベーションに代わるベーシックインカム政策に触れ、その実現可能性について財源の問題を中心に考察する（第3章）。

第1章 宮本太郎の先行研究整理

宮本は日本の現状について次のように分析している。日本の戦後政治は、男性正規社員の安定雇用、それを補完するパート、アルバイト、主婦の家事労働の三つの世界があり、政官業のネットワーク政治に支えられていた。しかし、これら三つの世界は解体され、男女の正規雇用と非正規雇用という二つの世界に分断されている。つまり、コミュニティは解体され、分断社会となっている²。

三つの世界が成立するためには、日本の政治が、働くことを支える以下2つの仕組みが必要であった。それは、①男性稼ぎ主に関するかぎりその雇用を政治的な手段でつくりだす仕組み、②社会保障についても70歳以上の老人医療について三割の自己負担分を無償化し、厚生年金の給付額を2.5倍に引き上げ、支給額を毎年の消費者物価にスライドすることであった³。これらが、グローバル化により労働世界のあり方が維持困難になったこと、政官業のネットワークへの批判による解体がされたことなどから、男女の正規雇用と非正規雇用の二つの世界へと分断されたのである。

正規雇用者と非正規雇用者⁴の増減を確認すると、日本では1997年から2012年の間に、正規雇用者は3845万人から3311万人に減少したのに対し、非正規雇用者は1259万人から2042万人に増加している⁵。つまり、非正規雇用は労働者全体の4割に接近するまでになっている。

この現状に対し宮本は、繋がり支えあっていくことを重要視し、複線・多層型の労働世界、つまり、より地域に密着しながら、人々が有意義な働き方を通してつながりあうことを求める、あるいはそのための機会を拡大することを要求する、人々のニーズに応える世

² 宮本太郎『働く：雇用と社会保障の政治学』12-13と126-138頁（風行社、2011）

³ 宮本・前掲注（3）127-128頁

⁴ 現在の正規雇用と非正規雇用についての研究は、佐賀一道『「非正規大国」日本の雇用と労働』（新日本出版社、2014）が挙げられる。

⁵ 総務省統計局、「平成24年就業構造基本調査結果」、<http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2012/pdf/kgaiyou.pdf>, (2016, 11, 15)

界が必要であると述べている⁶。

先に述べた非正規雇用と正規雇用という二つの世界の分断は、正規雇用労働者の労働時間を短縮し、非正規雇用労働者や失業者の参加の機会を広げることで、相互補完的に解決できるように思われる⁷。しかし、こうした方向に踏み出すには、賃金のあり方を再設計することや、能力開発のあり方を考えるなどの課題がある。そのような課題を乗り越えることで、複線的で多層型の労働世界を創出することができるのである。

生活が支えられることは、社会的における存在意義を見出すこととしたうえで、失業、病気、労災、加齢などの典型的なリスクに対応し、その基本的必要を充たすセーフティネットを張るだけでなく、人々が平等な足場に立って社会的協働に参加しうよう支援する制度的な保障が必要なのである。

そこで宮本は、この複線的で多層型の労働世界を創出するために、アクティベーションと呼ばれるオプションを主張している。アクティベーションは、雇用と社会保障をこれまで以上に強く連携するもので、社会保障の目的として、人々の就労や社会参加を実現し、継続させることを前面に掲げている。そして、就労および積極的な求職活動を、社会保障給付の条件とする発想である。同じような考え方としてワーク・フェアがあるが、アクティベーションはこれと比べて支援サービスに力点を置いていることで異なる。

宮本は今までの分析を踏まえて、生活保障再生への4つの条件として、(1)柔軟性、(2)就労を軸とした社会参加、(3)補完的保障、(4)合意可能性を挙げているが、それら4つの条件に適した制度であることがアクティベーションを支持している理由である⁸。

ここで注意しなければならないのは、宮本の提唱しているアクティベーションは、雇用の側面だけでなく社会参加も含めたソーシャルアクティベーションであることだ。一般的なアクティベーションは、雇用と福祉を結び付け、雇用における所得保障を確保するものであり、ワーク・フェアより強制力が働かないものを指している。一方、ソーシャルアクティベーションの場合、労働市場の外での活動を含めた考え方であって、様々な教育やケアや訓練等を活動領域として重視しているのである⁹。

具体的に宮本が提唱しているアクティベーションの内容としては、Ⅰ参加支援、Ⅱ働く見返り強化、Ⅲ持続可能な雇用創出、Ⅳ雇用労働の時間短縮・一時休職となる¹⁰。(図1)

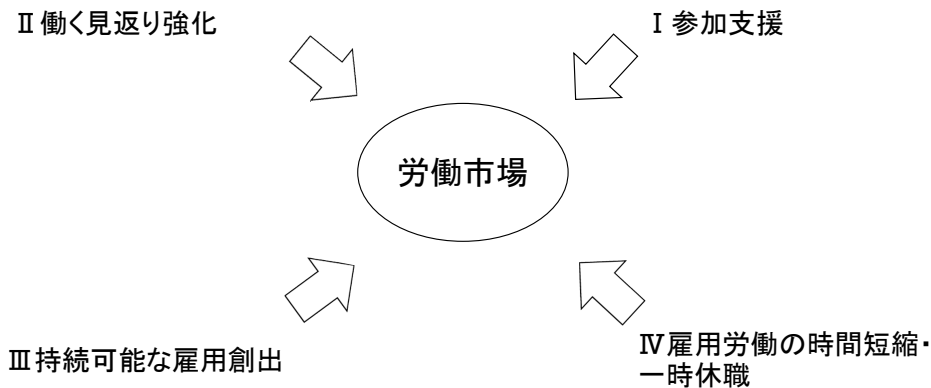
⁶ 宮本・前掲注(3)141頁

⁷ 宮本太郎『社会的包摂の政治学：自立と承認をめぐる政治対抗』130-131頁(ミネルヴァ書房, 2013)

⁸ 宮本・前掲注(1)120-122頁

⁹ 宮本・前掲注(7)15-16頁

¹⁰ 宮本・前掲注(1)143-166頁



宮本（2009：144）を修正

図1 宮本の考える社会保障と雇用の新しい連携¹¹

まず参加支援については、主に自治体やNPOなどが提供する公共サービスを通して、他の現金給付や労働市場規制と一体となり機能する。そうすることで、ライフサイクル上の選択肢が広がり、能力発揮の機会が増える。具体的には、以下三つの次元参加保障型、（1）労働市場への参加、（2）生活形成への参加保障、（3）公共政策の決定と執行への参加を実現することを指している¹²。

次に、働く見返りの強化は、労働市場が人々の生活をするに足る見返りをもたらさなければ、生活保障が成り立たないことから提起している。具体的には、雇用のあり方そのものを改善するための最低賃金制度の見直し・均等待遇の実現、雇用の場をより吸引力のあるものとしていくための働く組織による見返り強化が挙げられている。

そして、持続的雇用の創出とは、地域に雇用をつくり出していく政策を指す。それは、現在日本で課題となりつつある環境問題や高齢化、女性の社会参加などの社会問題とライフスタイルに沿ったものである。加えて、持続的雇用はグローバルな市場競争力を追求すると同時に、特定の技術や資源の集積のない地域においても、農林漁業の再生や公共事業改革を通して創出されていく必要がある。

最後に、雇用労働の時間短縮と一時休職とは、人々が労働時間を短縮したり、労働市場をいったん離脱できる状態を整えることで、当事者がその知識や技能を高めたり、ケアや社会的活動に関わる時間を確保しようとするものである。新しい生活保障では人々をひたすら就労に駆り立てるものを求めているのではないため、人々が労働市場の外で能力を磨くことや、ケアに携わることの必要性は大きくなっているのである。

¹¹ 宮本・前掲注（1）144頁

¹² 宮本太郎・神野直彦編『脱「格差社会」への戦略』179頁（岩波書店，2006）

以上が宮本の主張しているアクティベーションの議論である。しかし、このアクティベーションにも限界が存在する。そこで次章では、その限界について検討していく。

第2章 アクティベーションの限界 ——日本の現状分析をもとに——

前章で、宮本の日本における現状分析及び、主張するアクティベーションの先行研究を整理した。しかし、このアクティベーションにも限界がある。そこで、この限界について触れていく。結論から述べると、(1) 労働からの自由、(2) 所得分配の機能、(3) 貧困問題の3つの観点からは限界が生じる。これを順に検討していく。

第1節 労働からの自由

第一の限界として、労働からの自由が得られないことが挙げられる。宮本の主張しているアクティベーションも、脱商品化という構想で考えると、現実の職場から離脱する自由を確保している¹³。しかしあくまでもアクティベーションは、社会参加を含め仕事の間が必要となってくる。仕事の間から一旦距離を置き、再度そこに入ってきてもらうという相互的な回路が準備されるのである。すなわち、働かなくてよいという次元での自由は保障することができない。前章で、正規雇用者と非正規雇用者の増減に触れた。そこで、更に正規雇用者と非正規雇用者を切り口に展望していく。

まず、正規と非正規の所得額別割合について検討する。平成24年度就業構造基本調査によると、正規雇用者の年間所得額別割合は、「200万円以上～299万円未満」が21.9%と最も高く、次いで「300万円以上～399万円未満」19.7%、「500万円以上～699万円未満」18.2%となっている。

一方、非正規雇用者、中でもパートとアルバイトの年間所得額別割合は、パートは「100万円未満」が49.0%、「100万円以上～199万円未満」が42.5%、「200万円以上～299万円未満」6.6%。アルバイトが、「100万円未満」が49.0%、「100万円以上～199万円未満」が42.5%、「200万円以上～299万円未満」6.6%となっている¹⁴。

また、表1は2015年正規・非正規の年収・収入を示したものである。非正規の年間所得と正規の年間所得の差は大きく、319.4万円となっている。

¹³ 宮本・前掲注(7)10-11頁

¹⁴ 総務省統計局、「平成24年就業構造基本調査結果」、<http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2012/pdf/kgaiyou.pdf>, (2016, 11, 15)

表1 2015年正規・非正規の年収・収入データ¹⁵

(単位：万円)

	平均	男性	女性
正 規	484.9	538.5	367.2
非 正 規	170.5	225.8	147.2
年 収 差	319.4	312.7	220

さらに、2015年度の雇用形態別生涯年収・生涯賃金は、男性において、正規雇用者は1億8152万9800円であるのに対し、非正規は1億275万8300円。また、女性において正規雇用者は1億3448万4800円であるのに対し、非正規は8020万4000円となっている¹⁶。

これらの統計からも明らかのように、非正規雇用者の賃金水準が低いことがわかる。すなわち、いくら望んでも安定した雇用が得られず、所得の低さなどから不安定な生活を送ることになる。非正規雇用者が、全体の雇用者に対して4割に近づいていることも考慮すると、労働者の4割が最低限の生活賃金を得ることを目的に働いていると考えられる。

非正規雇用者の増加は、雇用主の視点から考えると、柔軟な労働力をもたらしたことになる。しかしこのことが働き方にも影響を与えている。

社会生活基本調査によると、平日1日当たりの労働時間は増加している。2001年は8.31時間で、2006年は8.63時間、そして2011年は8.67時間である¹⁷。(表2) また、同調査によると、深夜の時間帯(午前0時～5時)に働く労働者も増加している。(表3)

表2 平日1日当たりの労働時間

	2001	2006	2011
男 女 計	8.31	8.63	8.67
男 性	8.79	9.12	9.21
女 性	7.3	7.6	7.54

表3 深夜時間に働く労働者の比率¹⁸

	2006年	2011年
0時～1時	2.02	3.66
1時～2時	1.64	3.18
2時～3時	1.39	2.79
3時～4時	1.93	2.72
4時～5時	2.52	2.95

¹⁵ 国税庁、「平成27年分民間給与実態統計調査」,
<http://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2016/minkan/>, (2016.11.20)

¹⁶ 23～59歳までの平均賃金を加算した。厚生労働省、「平成27年賃金構造基本統計調査」,
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2015/dl/06.pdf>, (2016, 11, 15)

¹⁷ 総務省統計局、「社会生活基本調査」, 各年度,
<http://www.stat.go.jp/data/shakai/2016/>, (2016, 11, 15)

¹⁸ 前掲注(17)

この労働時間の増加や深夜労働は健康を阻害する要因として挙げられている。例えば、1カ月の時間外労働が80時間を超えると、過労自殺や疾患に伴う死亡のリスクが増加する。厚生労働省は2009年から脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況を公表しているが、この2015年の調査をみると、脳・心臓疾患の時間外労働時間数別支給件数で80時間以上に該当するものは225件にも及ぶ¹⁹。

深夜労働に関しては、睡眠障害や胃腸障害などの早期影響に止まらず、肥満、糖尿病、高血圧症、前立腺ガン、乳がんなどの悪性腫瘍リスクが上昇すると報告されている²⁰。

以上から、長時間労働や深夜労働などの働き方が過労死へと繋がっていることが明らかとなった。このような現状を考えると、アクティベーションは雇用に縛られたもの、すなわち、仕事の間から解放されないものであり、労働からの自由が得られないため、生活するだけで精一杯の労働者の4割はやりたいことに専念できないうえに、過労死や疾患などのリスクにかかるおそれがあるのだ。

第2節 所得分配の機能

第二の限界として、所得分配の機能が挙げられる。宮本は、アクティベーションには貯金箱機能による水平的再分配があるとしている。ここでいう貯金箱機能とは、自己所得のある人々の間での、あるいは、個人のライフサイクルのなかで勤労所得のある局面とない局面の間での、再分配を指す²¹。つまり、すべての人々が労働市場とつながり、社会保険に加入する条件を確保したうえで、職域を超えた一元化を進めようとしているのである²²。

それでは、日本における格差の現状はどのようになっているのだろうか。厚生労働省の国民生活基礎調査でジニ係数²³を比較すると、2002年0.4983、2008年0.5318、2012年は0.5704となっており、格差は年々拡大していることがわかる²⁴。

これについて白波瀬は、人が格差や不平等をより強く感じることには2つ原因があると主張している。一つは、消費格差が大きく変わったこと、そしてもう一つは、マクロな経済停滞、つまり労働市場の冷え込みである²⁵。

¹⁹ その他11件は除く。厚生労働省「過労死等の労災補償状況」、http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11402000-Roudouki_junkiyokuroudouhoshoubu-Hoshouka/h27_noushin.pdf, (2016, 11, 15)

²⁰ 「我が国の深夜交替制勤務労働者数の推移」『J UOE H (産業医科大学雑誌) 36(4)』: 273頁 (2014)

²¹ 宮本太郎『社会保障と福祉国家のゆくえ』119-126頁 (ナカニシヤ出版, 2011)

²² 宮本・前掲注 (21) 126頁

²³ 所得分配の平等・不平等を計る指標をジニ係数と呼び、0に近づくほど平等、1に近づくほど不平等であることを表す。

²⁴ 厚生労働省、「国民生活基礎調査」, 各年度,
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21kekka.html>, (2016, 11, 15)

²⁵ 宮本編・前掲注 (12) 8-9頁

さらに検討していくと、20代の単独世帯のジニ係数は1986年0.2148から2001年0.3054へと増加しており、これは晩婚化、未婚化というのが原因と考えられている。40代の単独世帯のジニ係数は1986年0.3461 2001年0.3512へと増加、夫婦のみの世帯は1986年0.2744から2001年0.3160へと増加している。60代の単独世帯のジニ係数は1986年0.4215から2001年0.4309へと、夫婦のみの世帯は1986年0.3319から2001年0.3621へと増加しており、一人暮らしする人や夫婦だけで暮らす人が増加、未婚の子と同居する人も増加していることが理解できる。つまり、これまで標準的だとみなされてきた場合以外のところで格差が拡大してきているのである²⁶。

ここまで所得による格差について触れてきたが、社会保障²⁷についてはどうであろうか。社会保障給付費においては、1980年24兆7736億円、1990年47兆2203億円、2000年78兆1191億円、2014年112兆1020億円となっており、年々増加している²⁸。

日本では、社会保障全体に占める各分野の割合をみると、年金が35.2%、医療が29.7%、介護が8.3%、生活保護費が9.2%、社会福祉費等²⁹が17.5%を占めている³⁰。ここでは、そのうち、現役期に保険料を負担し引退後にサービスを受給するという構造をもつ年金、医療、介護の3制度について受益と負担の関係を比較する。

内閣府の調査によると、1950年生まれは、生涯純受給率が1%を記録しており、多めに受益していることがわかる。しかし、それ以降に生まれた世代からは負担が増加しており、2010年生まれに対しては-13%を記録している。つまり、高齢者世帯への分配が一番高く、現役世代に対する社会保障の支出が少ないのである³¹。(表4)

表4 社会保障を通じた世代別の受益と負担

	1950年	1960年	1970年	1980年	1990年	2000年	2010年
生涯純受給率	1%	-5.3%	-7.8%	-9.8%	-11.5%	-12.4%	-13%
年金(厚生)	2%	-3.5%	-4.7%	-6.7%	-8.2%	-8.4%	-8.3%
医療(組合)	-1.2%	-1.6%	-1.6%	-1.5%	-2.5%	-2.8%	-3.6%
介護	0.2%	-0.2%	-0.4%	-0.6%	-0.8%	-0.9%	-1%

²⁶ 宮本編・前掲注(12)14頁

²⁷ 先行研究として広井良典『日本の社会保障』(岩波新書, 1999)が挙げられる。

²⁸ 国立社会保障・人口問題研究所『社会保障費用統計』, 各年度,
http://www.ipss.go.jp/site-ad/index_Japanese/security.html, (2016, 11, 15)

²⁹ 保健衛生対策費及び雇用労災対策費を含む。

³⁰ 財務省, 「平成27年度社会保障関係予算のポイント」等,
https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2015/seifuan27/01.pdf, (2016, 11, 15)

³¹ 内閣府, 「社会保障を通じた世代別の受益と負担」,
<http://www.nenkin-sr.com/pdf/jyueki-futan.PDF>, (2016, 11, 15)

これらの現状に対して、アクティベーションでは社会保険に全員が加入しても、これは労災、疾病、失業、退職などのリスクに応じた所得の再分配であるため、格差是正に至るのか疑問に残る。このまま、高齢者世帯と若年層世帯との分配率の差を縮めなければ、将来的に若年層世代が苦勞することになる。

第3節 貧困問題

第三の限界は、貧困問題に対応できないことである。先ほどジニ係数は、所得分配の不平等が拡大していることを示したが、これは言い換えると、貧富の格差が増していることを表している。一般的に貧困³²というと、絶対的貧困と相対的貧困と呼ばれる定義が存在する。絶対的貧困とは、人間として最低限の生活をも営むことができないような状態を指し、相対的貧困とは、他の人と比べてどの程度所得が低いのかに注目したものを表している。

絶対的貧困について、貯蓄のない世帯の割合から調査していくと、日本においては、70年代から80年代後半にかけて5%あたりで推移していたが、2015年には30.9%にまで急激に上昇している³³。また、相対的貧困を用いて分析すると、OECD諸国の中で、日本の貧困率は16%で、加盟国中7位という高さとなっている³⁴。

そもそもなぜ、貧困問題を解決しなければならないのかについては、「貧困者や弱者が増えることは、個人的な問題のレベルを超えて、社会にとっても大きな問題を引き起こす³⁵。」と橋木が述べている。

雇用のセーフティネットから落ちてしまった人に対しては社会保険のネットで保障される。そして、それにも落ちてしまった人は公的扶助のネットとして生活保護を受けることによって最低限の生活が保障されることになる。すなわち、貧困状態にある者は生活保護制度³⁶によって救済されることになっている。

そこで、生活保護制度の補足率について分析する。生活保護の補足率は、調査方法によって大きく結果が異なるためいくつか紹介する。

³² 先行研究については雨宮処凛『脱「貧困」への政治』（岩波書店、2009）や門倉貴史『ワーキングプアいくら働いても報われない時代が来る』（宝島社新書、2006）が挙げられる。

³³ 金融広報中央委員会「家計金融資産に関する世論調査」、
<https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/yoron/futari/2015/pdf/yoronf15.pdf>,
(2016, 10, 29)

³⁴ 1位はメキシコ18.9%、2位はイスラエル18.6%、3位はアメリカ17.2%を記録している。グローバルノート、<http://www.globalnote.jp/post-10510.html>, 2013 (2016, 11, 1)

³⁵ 橋木俊詔『格差社会 何が問題なのか』132頁（岩波新書、2006）

³⁶ 生活保護制度は生存権の理念に基づく制度であり、昭和25年5月に旧生活保護法が改定される形で現行の生活保護法ができた。生活保護の種類には生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8種類がある。通常は日常生活に必要な費用に対応する生活扶助が中心的な扶助となっている。

2010年に厚生労働省で、「平成16年全国消費実態調査」および「平成19年国民生活基礎調査」が算出された。「平成16年全国消費実態調査」をもとにすると、2004年の捕捉率は23.8%、「平成19年国民生活基礎調査」をもとにすると、2007年の捕捉率は15.3%となる³⁷。さらに、総務省が2004年の「全国消費実態調査」を元に算出した数値は68.4%となっている³⁸。ここでは、どの調査に基づいても生活保護というセーフティネットとしての機能が十分に働いていないということを示唆している。

確かに、生活保護の受給者は増加している。しかし、完全失業者や雇用保険受給者の増加傾向から比べると増加した実数は少ない。このような社会の状況を湯浅は、うっかり足を滑らせたら、どこにも引っかかることなく、最後まで滑り落ちてしまうことからすべり台社会と呼んでいる³⁹。宮本は日本の貧困についても以下のように触れている。貧困からの自由を達成するためには（1）すでに貧困に陥った人を保障しつつ、最低生活を越え貧困から脱却することを援助（2）貧困に陥るのを予防し、格差を是正することが考えられ、そのためには公的社会保険や公的扶助の強化が必要である⁴⁰。さらには、社会サービスを最低生活保障のための給付として位置付ける必要性、生活保護を利用しやすくすることで、生活保護受給率を5%まで引き上げること、自治体が生活保護受給を支援しつつ、実施体制を拡充することなども主張している。

確かに、公的扶助や公的社会保険を強化していくことは必要であるかもしれない。しかし、先に示したように、これらを強化したところでセーフティネットとしての役割を果たすことができるとは言い難い。さらに、湯浅の主張する『貧困の実態を社会的に共有することは、しかし貧困問題にとって最も難しい。問題や実態がつかみにくいという「見えにくさ」こそが、貧困の最大の特徴であるからだ⁴¹。』ということからもアクティベーションでは対応できない。

このすべり台社会を変えていくためには、雇用と社会保障の関係を再設計するオルタナティブが必要なのである。

第3章 ベーシックインカムの検討

ここまで、社会保障と雇用再編の制度として、宮本が主張するアクティベーションの議

³⁷ 厚生労働省、「生活保護基準未満の低所得世帯数の推計について」
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/04/dl/s0409-2d.pdf>, (2016, 11, 15)

³⁸ 総務省、「平成16年全国消費実態調査」,
<http://www.stat.go.jp/data/zensho/2004/02index.htm>, (2016, 11, 15)

³⁹ 湯浅誠『反貧困 —— 「すべり台社会」からの脱出』30頁（岩波新書，2008）

⁴⁰ 宮本・前掲注（7）

⁴¹ 湯浅・前掲注（39）84頁

論を整理し、そこには限界があることを示した。その限界とは、働かなくても良いという次元での自由を与えることができないこと、所得再分配によって格差を縮めることが難しいこと、貧困問題に対応できないことであり、これら3つの限界を日本の現状をもとに主張した。日本の現状、そして将来を考えると、アクティベーションの3つの限界は見過ごすことができないものとなっている。そこで、アクティベーションの代替策としてベーシックインカム制度導入を提案する。

ベーシックインカムとは、国民全員に一律の金額を給付する制度のことを指している。理念としては、国民全員にある一定額を給付することで最低限の生存権を保障するものである。それゆえ、ベーシックインカム制度を導入することが可能ならば、全国民に給付されるため、低所得者も含めての給付率は100%になり、日本の貧困の状況を打開することが可能である。さらに、今の社会保障が統一化されて一律に給付されるため、所得再分配を平等に近づけて社会保障の問題点の解決が期待できる。また、給付費次第ではあるが、過酷な労働から解放してくれるため、働き方を改善する可能性があるのだ。

ここで注意しておかなければならないことが二つある。一つは、宮本はベーシックインカム制度の考え方には賛成していることである。もちろん、主の制度としてはこれまで述べてきたようにアクティベーションを提唱しており、ベーシックインカム制度はその補助として活用することはあり得るとしている。宮本はベーシックインカムを雇用促進のために制度設計しているのである⁴²。

もう一つは、ここで述べているベーシックインカムは現金給付部分、つまり所得保障部分をすべて置き換えようとしているのであり、現物給付は別途構想していかなければならないことである。現物給付部分までベーシックインカムに一本化されてしまうと、病院に行きたくてもいけない人や自己責任論を押し付けてしまう形になってしまうからである。

さて、ベーシックインカムは考え方としては理想的な制度であるが、実現可能性の視点から鑑みると疑問が残る。平成27年度予算における社会保障関係費は31兆5297億となっている日本においては実現可能であるのだろうか。ここからベーシックインカムの実現可能性について多数の議論がある財源面を検討していく。

まず、小沢は以下のような考察をしている。「新たな富を生み出すのが労働であるとの理解を根拠に所得税にベーシックインカムの財源を求めている。そして、具体的な金額として月額8万円を試算している⁴³。」

日本に居住している1億2000万人に8万円を支給しようとする、115兆円で、給与所得総額223兆円(2002年)に対し、約50%の単一の比例課税で調達している。50%という数字

⁴² 例えば、宮本・前掲注(3)198頁や宮本・前掲注(7)などで言及されている。

⁴³ 小沢修司「持続可能な福祉社会とベーシックインカム」『千葉大学 公共研究 第3巻第4号』60頁(2007)

は大きいがその分ベーシックインカムで還元されることを考えると、実際には負担が増えるものではない⁴⁴。また、都市部と地方で必要な額が異なると主張する意見や、障害者の方だと8万円より多くの額が必要ではないかという意見もある。しかし、あくまでもここで考えているベーシックインカムは現金給付を置き換えるのであって、個々人の事情には現物給付で対応するのが適切である。

また、原田は「20歳以上人口の1億492万人に月7万円、20歳未満人口の2260万人に月3万円ずつ給付する⁴⁵」としている。このようにした場合、年に96.3兆円の予算が必要となる。しかし所得控除を廃止し、所得税として30%課税すると、77.3兆円の税収を得る。残りの19兆円と所得税収入13.9兆円を足した32.9兆円のベーシックインカムの予算は現行の政府支出から捻出できるのである⁴⁶。

これまでの議論をみると、財源面では実現可能であると言える。しかし、現実に導入しようとする、大きな壁がたちはだかる。それが政治的な側面である。第一にベーシックインカムを当然支持するような支持連合がないこと、第二に、選挙でベーシックインカムの支持を取り付けるのが難しいことが挙げられる⁴⁷。

トニー・フィッツパトリックが述べているように、「どのようにしたら現実に存在する政治連合のなかにベーシックインカムを浸透させ、政治連合を再編することができるか⁴⁸」ということが重要となるのだ。そこで、初期から7～8万円を給付するベーシックインカムを実現するのではなく、少額給付であっても、ベーシックインカムを今の社会保障に組み入れることが重要であると考えられる。

これについては、「1万でも2万でもよいから全員に配ること⁴⁹。」と山森も述べている。そうすることで、国民を含めた政治連合のなかにベーシックインカムを浸透させることができ、実現可能なものとなるのである。少額から始めることがベーシックインカム実現への第一歩なのである。

おわりに

これまでの議論を整理すると、以下のようになるであろう。第1章で、社会保障と雇用

⁴⁴ 小沢・前掲注(43)61頁

⁴⁵ 原田泰『ベーシックインカム ー国家は貧困問題を解決できるか』118頁(中公新書,2015)

⁴⁶ 原田・前掲注(45)119-123頁

⁴⁷ トニー・フィッツパトリック『自由と保障 ベーシックインカム論争』82頁(勁草書房,2005)。拙稿「生活保障における諸政策の検討」『学生法政論集』10号においても触れている。

⁴⁸ トニー・フィッツパトリックが提案しているベーシックインカム改革の移行過程としては、社会保険の修正→社会保険+過度的B I→参加所得→部分B I→完全B Iとしている。トニー・フィッツパトリック・前掲注(47)83頁

⁴⁹ 山森亮、楠木俊詔『貧困を救うのは社会保障改革か、ベーシックインカムか』243頁(人文書院,2009)

との関係性を考えるための一つのオプションとしてアクティベーションを主張している宮本太郎の議論を整理した。第2章で、日本の現状を分析しながら、宮本の主張するアクティベーションには限界が存在することを主張した。第3章で、アクティベーションよりもベーシックインカムが現状に適していることを示したうえで、その実現可能性について、財源面に焦点を当て検討していった。

これからの生活保障のあり方を考えるならば、賛否両論あるベーシックインカムの議論は避けられない。そのことを考えると、本稿での考察が一助となれば幸いである。他方で、本稿では、ベーシックインカム実現可能性の検討の際に財源の論点を扱うにとどまり、誰かが生産のために払った努力に、別の者がただ乗りするフリーライダーの問題を扱うことができなかった。またベーシックインカムができた経緯、すなわち思想についても考察することができなかった。これらについては今後の課題としたい。

参考文献

- 雨宮処凛『脱「貧困」への政治』（岩波書店，2009）
- 伍賀一道『「非正規大国」日本の雇用と労働』（新日本出版社，2014）
- 門倉貴史『ワーキングプア いくら働いても報われない時代が来る』（宝島社新書，2006）
- 萱野稔人『ベーシックインカムは究極の社会保障か』（堀之内出版，2012）
- 橋木俊詔『格差社会 何が問題なのか』（岩波新書，2006年）
- トニー・フィッツパトリック『自由と保障 ベーシックインカム論争』（勁草書房，2005）
- 原田泰『ベーシックインカム 一国家は貧困問題を解決できるか』（中公新書，2015）
- 広井良典『日本の社会保障』（岩波新書，1999）
- 宮本太郎『働く：雇用と社会保障の政治学』（風行社，2011）
- 宮本太郎『社会的包摂の政治学：自立と承認をめぐる政治対抗』（ミネルヴァ書房，2013）
- 宮本太郎『脱「格差社会」への戦略』（岩波書店，2006）
- 宮本太郎『自由への問い2 社会保障：セキュリティの構造転換へ』（岩波書店，2010）
- 宮本太郎『社会保障と福祉国家のゆくえ』（ナカニシヤ出版，2011）
- 宮本太郎『生活保障 排除しない社会へ』（岩波書店，2009）
- 宮本太郎『福祉政治 日本の生活保障とデモクラシー』（有斐閣，2008）
- 山森亮、橋木俊詔『貧困を救うのは社会保障改革か、ベーシックインカムか』（人文書院，2009）
- 湯浅誠『反貧困 —— 「すべり台社会」からの脱出』（岩波新書，2008）
- 小沢修司「持続可能な福祉社会とベーシックインカム」『千葉大学 公共研究 第3巻第4号』